別紙３

鉾田市の給与・定員管理等について

１　総括

（１）人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 （31年1月１日）	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	（参考） 29年度の人件費率
30年度	49,130人	22,337,401千円	835,776千円	2,841,400千円	12.7%	13.0%

（２）職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数(A)	給与費				（参考） 一人当たり給与費(B/A)	（参考） 類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
30年度	340人	1,230,633千円	192,781千円	473,776千円	1,897,190千円	5,580千円	5,770千円

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数は、平成３１年４月１日現在の人数である。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

（３）ラスパイレス指数の状況

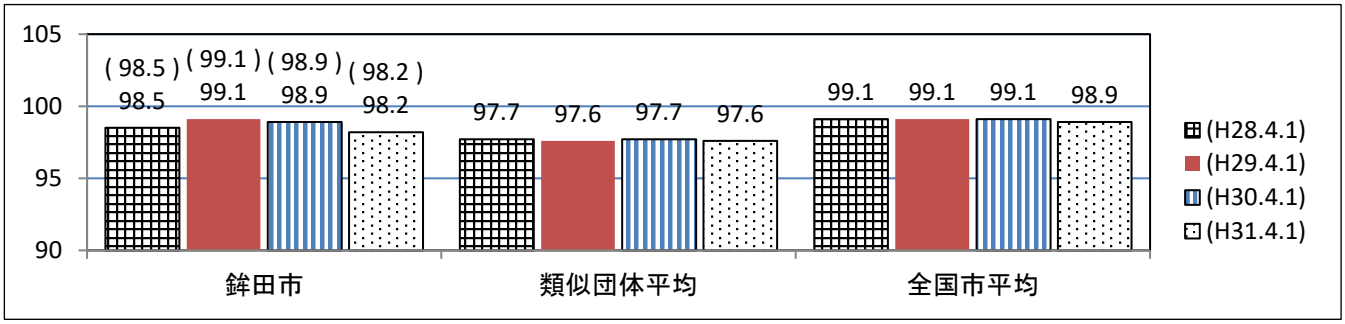

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
３　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

（４）給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

（給料表の改定実施時期）　平成２７年４月１日
（内容）一般行政職の給料表について国の見直し内容を踏まえ平均２％引下げ。激変緩和のため３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

未支給のため実施なし。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について国と同様に見直しを実施。（平成２７年４月１日実施）

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

（１）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成３１年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
鉾田市	40.9歳	306,900円	352,300円	329,089円
茨城県	42.7歳	330,403円	416,866円	374,250円
国	43.4歳	329,433円	－	411,123円
類似団体	42.1歳	314,695円	368,118円	339,416円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ﾍﾞｰｽ)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	(A/B)
鉾田市	56.0歳	13人	323,900円	359,100円	330,862円	－	－	－	－
うち清掃職員	55.5歳	7人	336,614円	404,343円	348,614円	廃棄物処理業（全国）	45.9歳	296,600円	1.36
うち給食調理員	56.6歳	6人	309,000円	377,633円	310,083円	調理士（全国）	43.4歳	253,000円	1.49
						調理士（茨城県）	46.2歳	255,100円	1.48
茨城県	55.1歳	196人	320,419円	370,977円	349,319円	－	－	－	－
国	50.9歳	2,431人	287,312円	－	329,380円	－	－	－	－
類似団体	51.3歳	14人	307,303円	331,875円	319,853円	－	－	－	－

区　分	参考 年収ベース(試算値)の比較			
	公務員(C)	民間(D)		(C/D)
鉾田市	5,866,300円	－		－
うち清掃職員	6,519,414円	全国	4,102,900円	1.59
うち給食調理員	6,047,300円	全国	3,392,000円	1.78
		茨城県	3,358,000円	1.80

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成28～30年の３ヶ年平均)。
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鉾田市	38.8歳	261,400円	276,825円
茨城県	43.5歳	359,200円	415,670円
類似団体	37.8歳	274,130円	301,630円

（注）１　「平均給料月額」とは、平成３１年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（２）職員の初任給の状況（平成３１年４月１日現在）

区　　分		鉾田市	茨城県	国
一般行政職	大学卒	187,200円	187,200円	180,700円
	高校卒	153,000円	153,000円	148,600円
技能労務職	高校卒	－	150,700円	－
	中学卒	－	141,900円	－
教育職	大学卒	187,200円	209,100円	－
	高校卒	－	164,100円	－

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成３１年４月１日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	272,200円	358,400円	379,600円	403,100円
	高校卒	223,500円	316,800円	361,700円	385,700円
技能労務職	高校卒	－	－	303,200円	323,700円
	中学卒	－	－	－	－

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（１）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成３１年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１級	１　主事の職務	50人	18.3%	144,100円	247,600円
２級	１　高度の知識又は経験を有する主事の職務	37人	13.6%	194,000円	304,200円
３級	１　係長の職務 ２　主幹の職務	46人	16.8%	230,000円	350,000円
４級	１　高度の知識又は経験を有する係長の職務 ２　主査の職務	60人	22.0%	263,000円	381,000円
５級	１　課長補佐の職務 ２　事務局長補佐の職務 ３　センター長補佐の職務 ４　課内室長補佐の職務 ５　副所長の職務 ６　副館長の職務	35人	12.8%	288,900円	393,000円
６級	１　課長の職務 ２　事務局長の職務 ３　センター長の職務 ４　副参事の職務 ５　課内室長の職務 ６　所長の職務 ７　館長の職務	35人	12.8%	319,200円	410,200円
７級	１　部長の職務 ２　会計管理者の職務 ３　参事の職務	10人	3.7%	362,900円	444,900円

（注）１　鉾田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

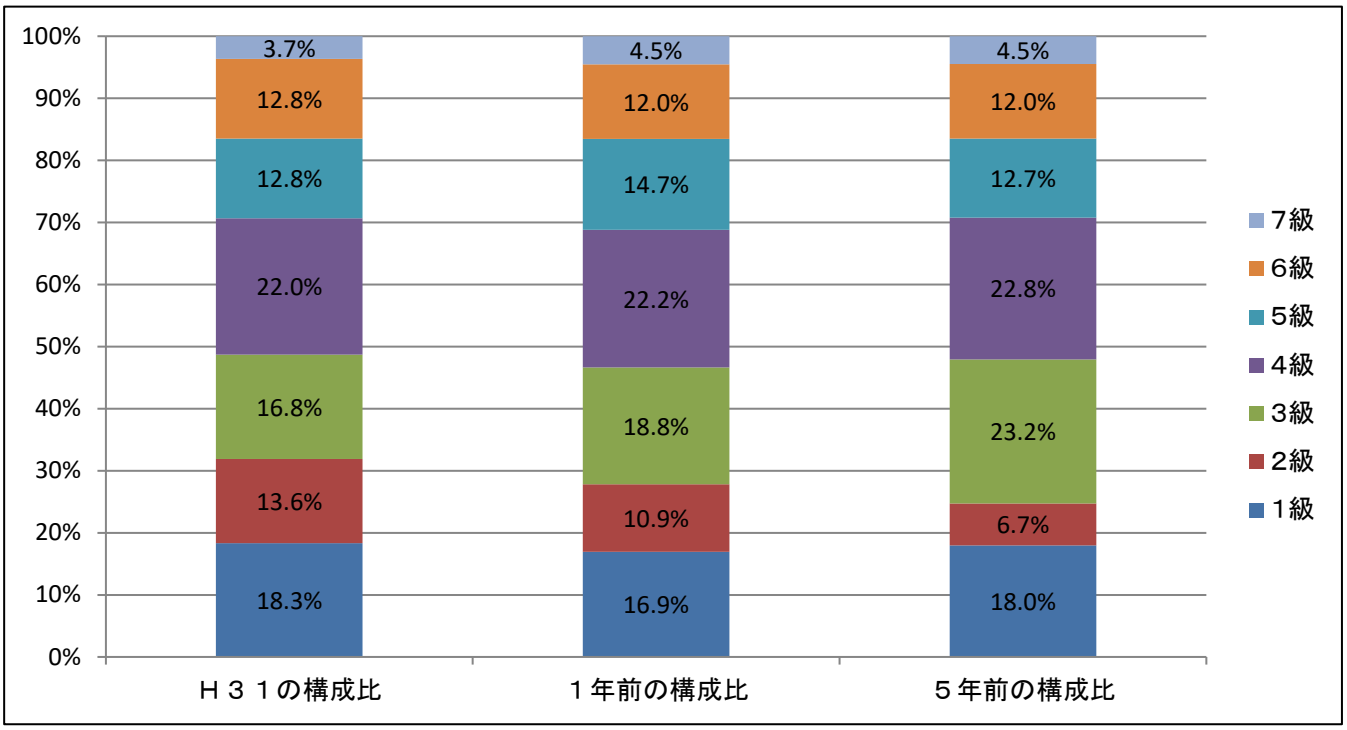

（２）国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成３１年４月１日現在）

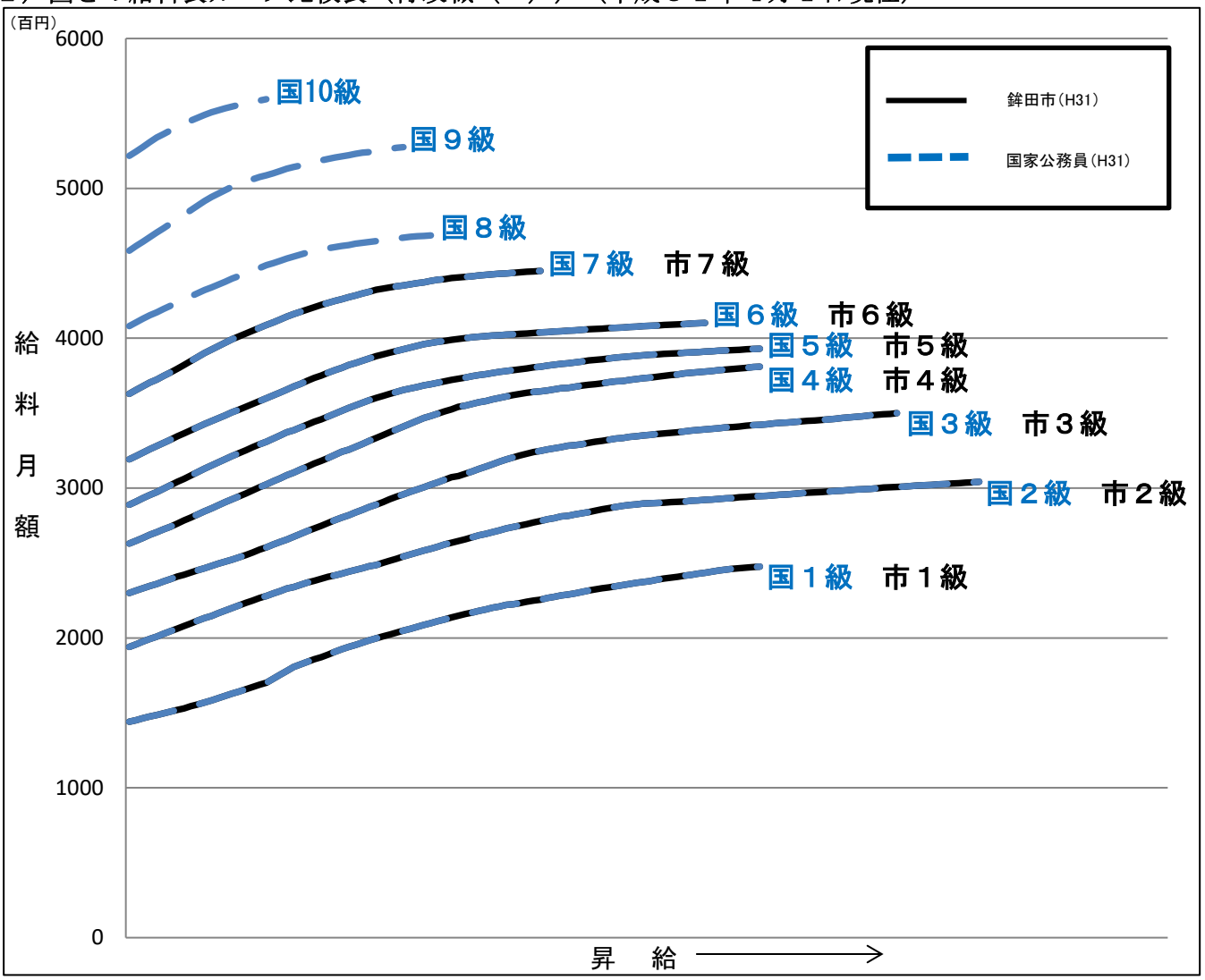

（3）昇給への人事評価の活用状況（鉾田市）

平成31年4月2日から令和2年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				○
	標準の区分のみ(一律)		○		
ロ　人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4　職員の手当の状況

（1）期末手当・勤勉手当

鉾田市	茨城県	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,393千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,820千円	―
(30年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.85　月分 (1.45)　月分　(0.90)　月分	(30年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.85　月分 (1.45)　月分　(0.90)　月分	(30年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.85　月分 (1.45)　月分　(0.90)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

（注）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（鉾田市）

令和元年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している					
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率				
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ　人事評価を活用していない		○		○	
	活用予定時期	令和３年６月期		令和３年６月期	

（2）退職手当（平成３１年４月１日現在）

鉾田市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695　月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395　月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395　月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575　月分	47.709000 月分
最高限度額	47.7090　月分	47.709000 月分	最高限度額	47.7090　月分	47.709000 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置　2～20%加算			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置　2～45%加算		
１人当たり平均支給					
	9,762 千円	19,178 千円			

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

（3）地域手当（平成３１年４月１日現在）

当市は国基準による支給対象地域ではないため、地域手当を支給しない。

（4）特殊勤務手当（平成３１年４月１日現在）

支給実績(30年度決算)	396千円
支給職員１人当たり平均支給年額(30年度決算)	16,500円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)	7.1%
手当の種類（手当数）	5

手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価	
防疫作業手当	・感染症の防疫作業 ・伝染病菌を有する家畜に対する防疫作業	左記作業に従事した職員	0千円	日額	1,000円
行旅死病人取扱手当	・行旅病人、死亡人及び変死人の処理作業	左記作業に従事した職員	0千円	１回	1,000円
動物死骸処理作業手当	・動物死骸の処理作業	左記作業に従事した職員	144千円	日額	1,000円
福祉業務手当	・生活保護に係る業務	左記業務に従事するケースワーカー及び査察指導員	252千円	月額	3,000円
特殊業務手当	・著しく危険、不快、不健康、又は困難な業務	左記業務に従事した職員	0千円	１回	1,000円 以内

（5）時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	74,987　千円
支給職員１人当たり平均支給年額(30年度決算)	234　千円
支給実績(29年度決算)	68,112　千円
支給職員１人当たり平均支給年額(29年度決算)	202　千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

（6）その他の手当（平成３１年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員１人当たり平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 ・配偶者　6,500円 ・配偶者以外　6,500円 ・子　10,000円 ※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子１人につき5,000円を加算	同	－	35,960千円	260,580円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額12、000円を超える家賃を支払っている職員 ※家賃の額に応じ27,000円を限度に支給	同	－	13,605千円	277,653円
通勤手当	通勤距離が片道2㎞以上の職員 [交通機関を利用する場合] 運賃等相当額55,000円以下については運賃等相当額を支給	同	－	37,981千円	116,150円
	[自動車等を利用の場合] 通勤距離の区分に応じ49,900円を限度に支給 ※2,500円～49,900円/月	異	支給区分及び距離区分の相違		

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・部長級　62,000円 ・参事級　58,200円 ・課長級　49,900円 ・副参事級　41,500円 ・副参事級(再任用)　24,900円	異	職名に応じた基準により定額支給	28,375千円	591,146円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員 ・4,400円/回	同	－	1,073千円	4,400円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した管理職員若しくは災害対応等により週休日又は休日以外の日の午前零時から午前５時までの間に勤務した管理職員 [週休日又は休日に勤務した場合] ・部長級、参事級　8,000円 ・課長級、副参事級　6,000円 ※６時間超の勤務は上記に150/100を乗じた額 [週休日又は休日以外の日の午前零時から午前５時までの間に勤務した場合] ・部長級、参事級　4,000円 ・課長級、副参事級　3,000円	異	職名に応じた基準により定額支給	404千円	12,242円

５　特別職の報酬等の状況（平成３１年４月１日現在）

区分		給料月額等		
給料			(参考) 類似団体における最高 ／ 最低額	
	市長	754,000円	985,000円 ／ 648,000円	
	副市長	571,000円	790,000円 ／ 571,000円	
報酬	議長	350,000円	500,000円 ／ 304,000円	
	副議長	300,000円	450,000円 ／ 264,000円	
	議員	280,000円	420,000円 ／ 249,000円	
期末手当	市長 副市長	(30年度支給割合) 3.30月分		
	議長 副議長 議員	(30年度支給割合) 3.30月分		
退職手当		(算定方式)	(１期の手当額)	(支給時期)
	市長	給料月額×在職年数×550/100	16,588,000円	任期毎
	副市長	給料月額×在職年数×310/100	7,080,400円	任期毎
	備考			

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当見込額である。

６　職員数の状況

（１）部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門	区分		職員数 平成30年	職員数 平成31年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	
		総務	72	76	4	他団体へ派遣する職員を配置/休職対応による増
		税務	32	30	−2	再任用短時間勤務職員による欠員の補充
		労働	0	0	0	
		農林水産	33	32	−1	再任用短時間勤務職員による欠員の補充
		商工	7	8	1	執行体制見直しによる増
		土木	23	23	0	
		民生	64	65	1	執行体制見直しによる増
		衛生	40	39	−1	執行体制見直しによる減
		計	275	277	2	<参考>人口１万当たり職員数56.38人 (類似団体の人口１万当たりの職員数74.24人)
	教育部門		63	63	0	
	消防部門		0	0	0	
	小計		338	340	2	<参考>人口１万当たり職員数69.20人 (類似団体の人口１万当たりの職員数97.93人)
公営企業等会計部門	水道		9	9	0	
	下水道		10	10	0	
	その他		31	30	−1	再任用短時間勤務職員による欠員の補充
	小計		50	49	−1	
合計			388 [525]	389 [525]	1 [0]	<参考>人口１万当たり職員数79.18人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　]内は、条例定数の合計である。

（２）年齢別職員構成の状況（平成３１年４月１日現在）

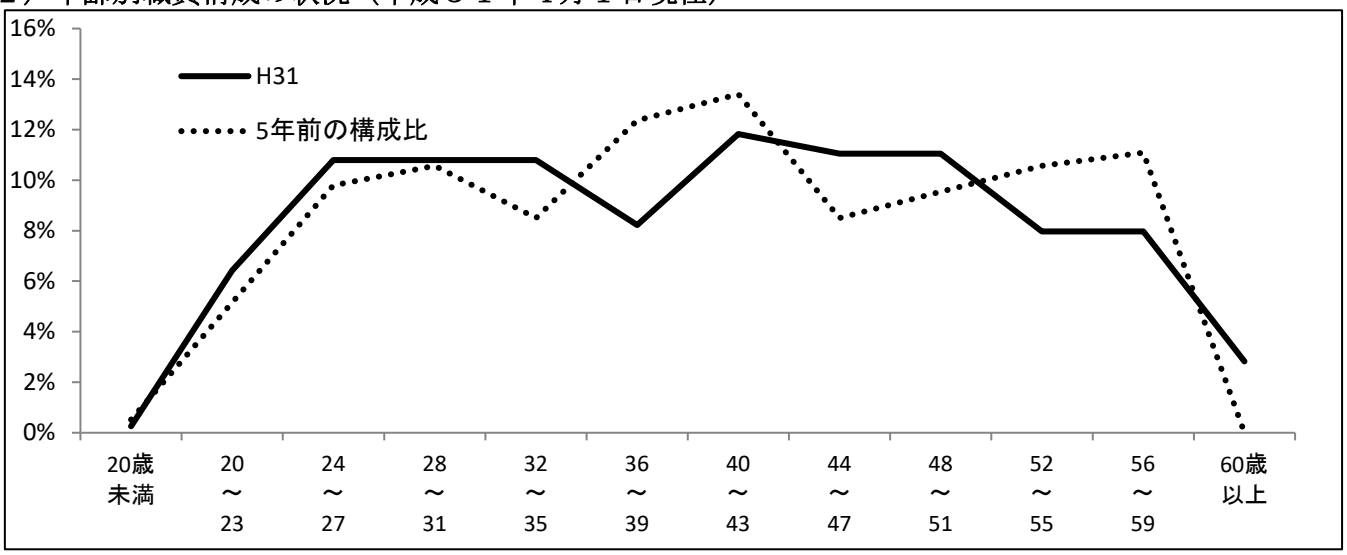

区分	20歳〜未満	20歳〜23歳	24歳〜27歳	28歳〜31歳	32歳〜35歳	36歳〜39歳	40歳〜43歳	44歳〜47歳	48歳〜51歳	52歳〜55歳	56歳〜59歳	60歳〜以上	計
職員数	1人	25人	42人	42人	42人	32人	46人	43人	43人	31人	31人	11人	389人

（3）職員数の推移

（単位：人・％）

年度 部門別	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去５年間の増減数(率)
一般行政	278人	277人	275人	276人	275人	277人	△1人 (△0.36%)
教育	66人	63人	65人	65人	63人	63人	△3人 (△4.55%)
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人 (0.00%)
普通会計計	344人	340人	340人	341人	338人	340人	△4人 (△1.16%)
公営企業等会計計	45人	45人	48人	48人	50人	49人	4人 (8.89%)
総合計	389人	385人	388人	389人	388人	389人	0人 (0.00%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

（1）水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益 又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 29年度の総費用に占める 職員給与費比率
30年度	1,154,068千円	22,645千円	21,390千円	1.9%	3.9%

（注） 資本勘定支弁職員に係る職員給与費12、542千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
30年度	9人	30,216千円	2,820千円	1,614千円	34,650千円	3,850千円	6,180千円

（注）１ 職員手当には退職給与金を含まない。
２ 職員数は、平成３１年３月３１日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成３１年４月１日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鉾田市(水道事業)	35.3歳	279,778円	320,833円
市町村平均(水道事業)	44.2歳	340,929円	514,169円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鉾田市(水道事業)	鉾田市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(30年度) 179千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,393千円
(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

（注） （ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（平成３１年４月１日現在）
普通会計に同じ

ウ　地域手当（平成３１年４月１日現在）
普通会計に同じ

エ　特殊勤務手当（平成３１年４月１日現在）

支給実績(30年度決算)	千円
支給職員１人当たり平均支給年額(30年度決算)	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)	0.0%
手当の種類（手当数）	5

手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	支給実績(30年度決算)	左記職員に対する支給単価	
防疫作業手当	・感染症防疫作業 ・伝染病菌を有する家畜に対する防疫作業	左記作業に従事した職員	0千円	日額	1,000円
行旅死病人取扱手当	・行旅病人、死亡人及び変死人の処理作業	左記作業に従事した職員	0千円	１回	1,000円
動物死骸処理作業手当	・動物死骸の処理作業	左記作業に従事した職員	0千円	日額	1,000円
福祉業務手当	・生活保護に係る業務	左記業務に従事するケースワーカー及び査察指導員	0千円	月額	3,000円
特殊業務手当	・著しく危険、不快、不健康、又は困難な業務	左記作業に従事した職員	0千円	１回	1,000円 以内

オ　時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	628　千円
支給職員１人当たり平均支給年額(30年度決算)	79　千円
支給実績(29年度決算)	1,493　千円
支給職員１人当たり平均支給年額(29年度決算)	187　千円

（注）１　時間外手当には、休日勤務手当を含む。
２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（平成３１年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員１人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 ・配偶者　6,500円 ・配偶者以外　6,500円 ・子　10,000円 ※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子１人につき5,000円を加算	同		774千円	154,800円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 ※家賃の額に応じ27,000円を限度に支給	同		324千円	324,000円

通勤手当	通勤距離が片道2㎞以上の職員 [交通機関を利用する場合] 運賃等相当額55,000円以下については運賃等相当額を支給 [自動車等を利用の場合] 通勤距離の区分に応じ49,900円を限度に支給 ※2,500円～49,900円/月	同		551千円	68,875円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・部長級　62,000円 ・参事級　58,200円 ・課長級　49,900円 ・副参事級　41,500円 ・副参事級(再任用)　24,900円	同		599千円	599,000円